

畜水産安全管理課
令和６年１０月

地域における産業動物獣医療提供体制の確認について（案）

１ 経緯

獣医療法第11条に基づき、都道府県は獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（令和２年５月27日公表。以下「基本方針」という。）に即して、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（以下「都道府県計画」という）を定めることができる。

現在、令和２年から令和12年までの第４次基本方針に即して都道府県計画が44道府県で策定されているところ（令和６年４月現在）。

産業動物獣医師の確保については、各都道府県が当該都道府県計画の中で定めた具体的な必要人数の確保に向けて取り組むことが重要だが、第４次基本方針策定から５年が経過した。その間には、鳥インフルエンザのシーズンごとの継続的発生、豚熱ワクチンの接種継続、家畜診療所の集約など産業動物獣医師を取り巻く状況が大きく変化している。

このため、産業動物獣医師確保状況及び今後の対応など現在の都道府県計画のフォローアップを行うこととしたい。

２ 具体的な確認のポイント

各都道府県において、以下の項目の作業依頼を実施

- （１）令和12年度目標と現時点との比較
- （２）関係者（NOSAI, 地方獣医師会等）との意見交換を踏まえた提供体制状況
- （３）提供体制が困難な理由及びその解決に向けた対応

３ スケジュール（案）

獣医事講習会で都道府県へ作業依頼（令和６年10月～令和７年２月）

獣医事審議会計画部会で報告（令和７年３月）

以上

◇ 獣医療法に基づき都道府県計画を策定

資料3-2【計画策定状況】

◇ この中で、各都道府県における獣医師の確保目標を設定

- 獣医療法に基づく「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を令和2年5月に公表。
- 都道府県は獣医師の確保目標等の策定に向けて、家畜の飼養状況、獣医師の需給状況等、地域の実態を調査し、都道府県計画を策定。（令和6年10月現在で、44道府県）

獣医療法に基づく都道府県計画の策定状況

令和6年10月29日現在

44道府県

令和6年4月現在



便宜上、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島、佐渡、淡路、対馬以外の各島は省略している。

- 1 獣医学生が産業動物獣医師の意義や魅力について知るための取組み
 - (1) インターンシップ(体験) 43県
 - (2) 大学訪問 27県
 - (3) 就職説明会 33県
 - (4) 大学への講師派遣・実習協力 9県
- 2 産業動物分野への誘引を図るための取組み
 - (1) 修学資金の給付 36県
 - (2) 採用条件緩和(試験場所・回数・年齢) 14県
 - (3) 中高生・市民へPR 38県
(処遇改善のための理解醸成を含む)
- 3 産業動物分野の労働環境の改善への取組み
 - (1) 就業環境
 - ① 子育て支援(女性への配慮) 38県
 - ② 再雇用者への配慮 32県
 - ③ 代替要員の確保など人的支援 15県
 - (2) 処遇
 - ① 給与・手当(初任給調整手当等) 14県
 - ② 職員の研修制度 44県
 - ③ 学位取得等の環境整備 6県
- 4 知識・経験を持った獣医師の活用促進への取組み
 - (1) 雇用者・被雇用者双方向の情報共有 19県
 - (2) 復職支援・復職研修 34県
 - (3) 離職要因の調査と改善 1県

都道府県計画の中間とりまとめにおける質問事項（案）

資料3-3【質問事項案】

令和12年度を目標とした都道府県計画の進捗状況

- Q1.産業動物診療獣医師の目標人数・現状の人数
Q2.家畜衛生公務員獣医師の目標人数・現状の人数

計画の達成状況を確認

都道府県内における獣医療体制整備状況

農業共済組合、開業獣医師などの関係者間で意見交換をしたうえで判断・回答

Q3.産業動物診療体制整備困難地域の有無



Q4.産業動物診療体制整備困難地域の場所 (公表不可の場合はその旨も)

- Q5.当該地域の具体的な困難事例
Q6.困難地域が生じている要因
Q7.困難地域に対する現在の対応
Q8.今後の対応

Q9.家保が診療している地域の有無、場所

Q10.家畜衛生公務員体制整備に関する困難事例の有無



- Q11.家畜衛生公務員体制整備の具体的な困難事例
Q12.困難事例が生じている要因
Q13.困難事例に対する現在の対応
Q14.今後の対応

例) 共済家畜診療所が不採算地域である当該地域の診療業務から撤退したため、当該地域の〇戸の農家が〇週間に1回の往診しか受診できず、急患対応を受けられない状態となっている。

例) 当該地域で働く開業獣医師に対し、県費または町村費による給料の補填を検討。それでも獣医師が確保できない場合は家保による診療を検討。または追加対応の予定なし。

例) 令和〇年から〇年までに●名が退職した一方、採用人数が下回り、家保に在籍する獣医師の数が減少した。結果、慢性疾病対策など、これまで実施していた、農家の生産性向上につながる有用な業務を縮小せざるを得ない状況となった（今後なる可能性がある）。

※「欠員が生じている、生じる可能性がある、過去に比べて人数が減少した、減少する可能性がある」ではなくその結果として、どのような家保の業務・役割に支障が生じるかを具体的に記載ください。また「人数減少の結果、職員一人当たりの負担が増加した、する可能性がある」ではなく、「職員一人当たりの残業時間、休日当番日数が〇日増加した」など負担増加については具体的に記載ください。